

浜松市指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領

1 目的

この取扱要領は、要介護1又は2の要介護者に係る居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合の特例的な指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所（以下「特例入所」という。）について、施設への入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）の適切な関与の方法など、特例入所の運用に関する事項を定めることにより、特例入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所指針との関係

この取扱要領は、特例入所の運用に関する事項を定めるものであり、入所申込者の入所の必要性の高さの判断は、指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき施設において定めている優先入所に係る基準に基づいて行うこと。

3 特例入所の判断に当たって考慮すべき事項

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。

4 特例入所の判断に当たって確認すべき事項

入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、少なくとも以下の事項を確認すること。

(1) 認知症高齢者の日常生活自立度（3①関係）

入所申込者の認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅣ又はⅤに該当するか

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（3②関係）

入所申込者が療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか

交付を受けている場合は、障害の程度又は障害等級等から日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(3) 障害基礎年金等の受給状況（3②関係）

入所申込者が障害基礎年金等の支給を受けているか

支給を受けている場合は、障害の程度等から日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎

通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(4) 虐待の疑い等の情報 (3③関係)

入所申込者について、深刻な虐待の疑い等の情報が寄せられているか

(5) 家族等の状況 (3④関係)

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない状況か

(6) 介護サービスや生活支援の供給状況 (3④関係)

地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分か

(7) 居宅サービス等の利用状況 (3⑤関係)

3ヶ月程度の居宅サービス等の利用に関する状況を確認し、利用しているサービス内容や区分支給限度基準額に対する利用割合などから、居宅において日常生活を営むことが困難であることについてやむを得ない事由があると認められるか

(8) 担当介護支援専門員等の意見 (3①～⑤関係)

(1)から(7)までの事項では特例入所対象者に該当するか否か判断がつかない場合等、必要に応じて、入所申込者の担当の介護支援専門員や地域包括支援センター等から、当該入所申込者の居宅における生活の困難度についての意見を聴取すること。

5 具体的な取扱い

(1) 入所申込み受付時の対応 【施設】

施設は、要介護1又は2の入所申込者の入所申込み受付時には、以下のとおり対応すること。

① 「平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の要介護者に限定され、要介護1又は2の要介護者は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に特例的な施設への入所が認められること」について、入所申込書に特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容について丁寧な説明を行い、特例入所の要件への該当に関する入所申込者の考え方を記載してもらうこと。

② 入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認められない。

(2) 保険者市町村への意見照会 【施設】

ア 対象者

要介護1又は2の入所申込者のうち、入所申込者名簿の上位者で、入所申込者の優先入所順位等を検討するための委員会（以下「優先入所検討委員会」という。）において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる入所申込者について、施設は、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求めること。

イ 意見照会の時期等

施設は、原則として、優先入所検討委員会の開催予定日の3週間前までに、上記アの対象者について、標準様式1により、保険者市町村に対して意見を求めること。

ただし、緊急で優先入所検討委員会を開催しなければならない場合など、必要がある場合は、速やかに、保険者市町村に対して意見を求めること。

ウ その他

施設は、保険者市町村の当初の意見表明を受けた日から１年以上経過した場合、又は、入所申込者の状態等が大きく変化した場合は、再度、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求めること。

(3) 施設への意見表明 【保険者市町村】

施設から特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求められた場合、保険者市町村は、原則として、意見照会を受けた日から２週間以内に、標準様式２により、施設に対して特例入所対象者に該当するか否か等について意見を表明すること。

ただし、施設から緊急で意見を求められた場合は、速やかに意見を表明すること。

また、保険者市町村は、必要に応じて、標準様式２による意見表明に代えて、優先入所検討委員会に出席し、意見を表明することができる。この場合、保険者市町村は、その旨を施設に対して予め連絡すること。

(4) 優先入所検討委員会での検討 【施設】

施設は、優先入所検討委員会において、入所申込者名簿の上位者で具体的な優先入所順位の検討を行う入所申込者のうち、要介護１又は２の入所申込者について、保険者市町村からの意見も踏まえ、特例入所対象者に該当するか否かを判断すること。

(5) 記録の作成及び保存等 【施設】

施設は、要介護１又は２の入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行った場合は、当該優先入所検討委員会の協議の内容等を記録し、これを２年間保存するとともに、判断結果を保険者市町村に報告すること。

また、保険者市町村から、要介護１又は２の方の申込み状況や意見表明を行った入所申込者の入所状況等の報告を求められた場合、施設は、報告すること。

6 指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領の取扱い

市は、県内の施設における入所の透明かつ公平な運用を図る観点から、静岡県が「静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」において定める、保険者市町村の関与の方法など特例入所の運用に関する事項を考慮した上でこの要領を定め運用する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年６月２３日から施行する。